

紀美野町第3回定例会会議録

令和4年9月6日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第 50号 | 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 51号 | 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 52号 | 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 53号 | 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 54号 | 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第 55号 | 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 議案第 56号 | 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 議案第 57号 | 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 議案第 58号 | 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 議案第 59号 | 紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第 60号 | 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |

第16 議案第 61号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

第17 議案第 62号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について

第18 議案第 63号 工事請負契約の変更について

第19 議案第 64号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について

第20 議案第 65号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第21 議案第 66号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美里支所長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回紀美野町議会定例会を開会します。

皆様にお願ひ申し上げます。議場内におきましては、マスクの着用に御理解・御協力を願ひいたします。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで謹んで御報告申し上げます。廣瀬隆一議員が、去る8月27日に御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みであります。廣瀬隆一さんは、令和元年5月からこれまで、町議会議員として町政の進展に尽くされましたことは、承知のとおりであります。中でも、昨年10月から議会活性化特別委員会の副委員長を務められ、これからの御活躍を誰もが望んでいたところであり、誠に残念であります。

これより、故廣瀬隆一議員の追悼を行います。同僚議員が追悼演説を行います。

上柏副議長、登壇願ひます。

（上柏皖亮副議長 登壇）

○副議長（上柏皖亮君） それでは皆さん、おはようございます。

まず、追悼の言葉を申し上げる前に、このたび御逝去されました廣瀬隆一議員の御遺族の方には、衷心よりお悔やみ申し上げます。

ここに、私は皆様方のお許しをいただき、去る8月27日、午後4時18分に御逝去されました故廣瀬隆一議員の御霊に対し、謹んで追悼の言葉を申し上げたいと思います。

生あるものの宿命とは申せ、あまりにも早く、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。今、ここに立って在りし日の廣瀬隆一さんのお姿を思い浮かべるとき、胸が締めつけられる思いであります。

あなたは、平成31年4月、59歳で紀美野町議会議員に初当選し、この間総務文教常任委員、産業建設常任委員、議会運営委員を務められ、昨年の10月からは議会活性化特別委員会の副委員長として重責を担われるなど、議会の中核を担う役割も果たされながら、町政発展に貢献してこられました。

2年半前、大病が発覚した後は入退院の繰り返し、加療に努めながらの議会活動となり、言い尽くせぬほどつらい思いであったと推察するところではありますが、私たちの前

では何一つ弱音を吐かず、最後まで努力を尽くしてやまないあなたの姿には、つくづく頭が下がる思いでいっぱいであります。私たちは、廣瀬隆一さんの町を愛する意思を継承し、町政発展と町民福祉の向上に尽くす決意を、ここにお誓いするものであります。

私たちは、廣瀬隆一さんの生前の議会における御活躍の雄姿を偲び、心から御冥福をお祈り申し上げ、御遺族皆様の前途と、町政の発展に限りない御加護を賜りますようお願い申し上げます、追悼の言葉といたします。

(上柏皖亮副議長 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、追悼演説を終わります。

ここで、故廣瀬隆一議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思いますので、2番席に向かいまして御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（伊都堅仁君） 黙祷。

[全員黙祷]

○議長（伊都堅仁君） 黙祷を終わります。御着席ください。

[全員着席]

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、田代哲郎君、8番、北道勝彦君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、向井中洋二君。

(議会運営委員長 向井中洋二君 登壇)

○議会運営委員長（向井中洋二君） おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

去る8月30日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日から22日までの17日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月22日までの17日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長 (伊都堅仁君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書及び教育委員会から令和3年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりです。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長 (小川裕康君) 皆さん、おはようございます。

初めに、去る8月27日に惜しくも御逝去されました故廣瀬隆一議員の御霊に哀悼の誠をささげ、謹んで心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和4年第3回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第7波は、全国的には少し減少に転じてきているようではありますが、依然として厳しい状況が続いております。

当町における新型コロナウイルス感染症の4回目のワクチン接種状況であります、9月2日時点で、福祉センターでの集団接種と個別接種を合わせますと、60歳以上の方では2,940名の方々に接種をしていただいております。率にしますと65.1%という状況であります。集団接種は8月21日に終了いたしました、個別接種は現在も続いております。

また、8月28日には、美里中学校と下神野地区自主防災組織の共催による総合防災訓練が、美里中学校体育館を中心に開催され、私も参加させていただきました。コロナ感染防止対策を徹底され、生徒さんたちを含め約130名の参加者がグループに分かれ、防災グッズの作成や起震車体験などに熱心に取り組まれておりました。役場各関係課も参加、協力させていただきました。こうした訓練を各地域で開催していただくことが、災害に強いまちづくりにつながるものであるとの思いを強くいたしました。

午後の部では、和歌山県の新型コロナウイルス感染症対策のトップである福祉保健部の野尻技監が大変忙しい中、紀美野町へ来られ、「新型コロナウイルス感染症との戦いに思う」と題しての御講演をいただきました。最近の感染状況の詳しい説明や感染対策と災害対応との共通点など勉強させていただき、大変有意義な一日となりました。

また、9月2日には、海南市に本社があるオカジ紙業株式会社さんと「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」を締結いたしました。

現在、大型で強い台風11号が対馬海峡を北東に進んでおります。和歌山県からは離れてはおりますが、和歌山県も強風圏に入っておりますので、警戒を続けているところであります。9月、10月は台風襲来の時期であり、町といたしましては、万全の準備を整え対応してまいりる覚悟であります。また新型コロナウイルス感染症対策もしっかり対応してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、誠に残念でありましたが、きみの夏祭りは中止となり、そして敬老会や農林商工まつりも、やむなく中止が決定してございます。

また、ウクライナ情勢等の影響で、原油や原材料費が高騰し、食料品の値上げなど町民の日常生活に大きな影響を及ぼしていることと思います。町民の皆様の日常生活に少しでも協力できるようにと、水道料金の基本料金を7月使用分から6か月間、減免を実施しているところでございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第50号から議案第66号までの17

件であります。令和3年度の一般会計並びに特別会計等歳入歳出決算認定の承認をいただく案件が9件、条例の一部を改正する案件が4件、工事請負契約の変更に関する案件が1件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が3件であります。

議案第61号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について、私から少し御説明させていただきます。

昨年8月31日付で、紀美野町立新設中学校開校に関する陳情をいただきました。当時、私は副町長で町長の職務代理者でありました。陳情の要旨は、保護者や地域住民としっかりとした話し合いもないまま、準備不足である段階にもかかわらず、あたかも令和4年4月1日が決定であるかのようで、その進め方に反対するといった内容でありました。昨年9月議会において、議員の皆様にも大変御心配をお掛けいたしました。

総務文教常任委員会で、陳情と請願が全会一致で採択され、本会議でも同様でございました。これらのことを真摯に受け止め、当初考えていた令和4年4月1日、新設中学校開校を延期いたしました。そして保護者の皆様をはじめ、これから保護者になられる方々に詳しく説明をしていくという方針で進めてまいりました。

その後の取組については、その都度、議員の皆様にも詳しく御報告してまいりました。私も本年1月に、中央公民館及び下神野小学校で開催の懇談会や、6月に文化センターで開催の説明会にも出席させていただき、直接保護者の方々の思いをしっかりと聞かせていただくとともに、こちらの思いも丁寧に説明させていただきました。

また、PTAの役員の方々ともしっかりと話もさせていただきました。令和7年4月1日に新設中学校を開校するということについては、保護者の方やこれから保護者になられる方のほとんどの方々から、御理解をいただいているものと考えております。そうした中、今議会で提案させていただいたものでございます。

どうか、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

また、一般会計補正予算（第3号）の主なものといたしまして、町民会館の跡地等を整備するための工事費、東野集会所移転新築に係る設計業務委託料、物価高騰の影響を受けて民間の医療・福祉サービスを提供している事業者の負担軽減のための医療・福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金、消防庁舎新築に伴う造成工事費等の予算を計上してございます。また、新たな取組として自伐型林業普及推進のための委託料も計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上原案どおり御

可決賜りますよう、お願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 次に、一般質問の通告書は、9月7日午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長 (伊都堅仁君) 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に9番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第 5 議案第 50号 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第 51号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 52号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 53号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 54号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 議案第 55号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第 56号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第 57号 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第50号、令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第57号、令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、8議案を一括議題とします。

説明を求めます。

会計管理者、太田君。

（会計管理者 太田具文君 登壇）

○会計管理者（太田具文君） おはようございます。ただいま一括議題とされました議案第50号から議案第57号について御説明申し上げます。

令和3年度紀美野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月4日、8日、9日の3日間、監査委員の決算審査を受け、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、会計ごとに御説明させていただきます。議案第50号のみ朗読をさせていただきます、以下議案第51号から議案第57号の朗読は省略させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第50号、令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により標記決算を別冊により別紙監査委員の意見書の写しをつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、決算書2ページから7ページ、紀美野町一般会計の歳入について御説明いたします。

1款町税、調定額8億637万1,559円、収入済額7億8,701万4,343円、前年度より2,786万132円、3.4%の減少でございます。不納欠損額は47万2,846円でございます。

1款1項町民税、調定額3億1,536万1,134円、収入済額3億1,083万4,299円、前年度より674万2,725円、2.1%の減少でございます。不納欠損額は3万1,166円でございます。

個人住民税の徴収率です。現年課税分で99.38%、滞納繰越分で38.14%でございます。

1款2項固定資産税、調定額4億908万7,173円、収入済額3億9,691万9,

676円、前年度より2,443万545円、5.8%減少しております。不納欠損額は36万980円。固定資産税の現年課税分の徴収率は99.04%、滞納繰越分で26.71%でございました。

少し飛びまして10款でございます。地方特例交付金、調定額、収入済額とも1,894万7,000円でございます。前年度より1,201万円の増加でございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,242万6,000円によるものでございます。

次に、11款でございます。地方交付税、調定額、収入済額とも40億4,783万円、前年度より1億9,778万8,000円、5.1%の増加でございます。

普通交付税で1億8,130万5,000円、特別交付税で1,648万3,000円増加しております。

次に、決算書の4ページ、5ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、調定額2億6,367万6,845円、収入済額2億6,152万8,045円、前年度より4,044万9,901円、13.4%の減少でございます。国土交通省、紀の川浚渫工事の発生土の搬入量減少による建設残土処理手数料の減少でございます。収入未済額は214万8,800円、公営住宅使用料で214万6,600円、町駐車場使用料で2,200円でございます。

続きまして、15款国庫支出金、調定額10億3,433万6,488円、収入済額8億9,963万5,488円、前年度より9億8,324万2,559円の減少でございます。収入未済額は1億3,470万1,000円、令和4年度に繰り越された事業に対する未収入の特定財源でございます。

転入転出手続のワンストップ化事業に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金で264万円、町道釜滝柴目線道路改良事業に対する地方創生道整備推進交付金で1億163万4,000円、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の補助金2,817万7,000円、学校等における感染症対策等支援事業に対する学校保健特別対策事業費補助金で225万円でございます。

次に、16款県支出金、調定額4億5,190万2,229円、収入済額3億8,431万2,229円、前年度より5,725万8,436円の増加でございます。収入未済額6,759万円、地籍事業に係る負担金6,489万円、樫河池防護柵設置事業に係る補助金270万円でございます。いずれも翌年度に繰り越された未収入特定財源でござ

います。

22款町債、調定額8億7,645万4,000円、収入済額6億9,645万4,000円、収入未済額は1億8,000万円でございます。町道釜滝柴目線道路改良事業で1億70万円、消防団小型動力ポンプ積載車整備事業で1,400万円、消防庁舎造成事業4,960万円、野上中学校合併処理浄化槽設置事業で1,570万円でございます。

次に、決算書の7ページ、歳入合計を御覧ください。

調定額90億7,019万8,638円、収入済額86億6,640万1,622円、不納欠損額47万2,846円、収入未済額は4億332万4,170円でございます。

続きまして、決算書8ページから11ページ、紀美野町一般会計の歳出について御説明いたします。

1款議会費、支出済額7,406万8,209円。

2款総務費、支出済額9億7,403万5,607円、前年度より13億935万4,355円の減少でございます。翌年度繰越額は385万円、例規整備支援事業として121万円、転入転出手続のワンストップ化事業で264万円でございます。

次に、3款民生費、支出済額16億7,036万9,453円、前年度より2億417万5,629円の増加でございます。翌年度繰越額は2,817万7,000円で、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業でございます。

次に、4款衛生費、支出済額11億1,084万596円、前年度より463万7,490円の増加でございます。

5款農林水産業費、支出済額4億3,503万2,123円、前年度より8,061万3,179円の増加でございます。翌年度への繰越額は1億1,600万7,000円でございます。地籍事業で1億1,150万7,000円、樫河池防護柵設置事業で450万円でございます。

6款商工費、支出済額1億3,818万8,561円、前年度より592万6,711円の増加でございます。

7款土木費、支出済額7億3,378万194円、前年度より1,803万9,234円の減少でございます。翌年度繰越額は2億338万4,000円、町道釜滝柴目線道路改良事業でございます。

次に、8ページから11ページにかけて、8款消防費でございます。支出済額4億222万6,470円、前年度より3,028万3,140円の増加でございます。翌

年度への繰越額は6,625万6,000円、消防庁舎造成事業として5,225万6,000円、消防団小型動力ポンプ積載車整備事業として1,400万円でございます。

次に、9款教育費でございます。支出済額5億6,495万4,300円、前年度より5億7,851万4,984円の減少となっております。翌年度繰越額は2,678万4,000円でございます。学校等における感染症対策等支援事業として500万円、野上中学校合併処理浄化槽設置事業で1,661万4,000円、スポーツ公園排水施設改修事業として517万円でございます。

10款災害復旧費、支出済額4,184万2,200円、前年度より610万5,768円の増加でございます。町道八幡線道路災害復旧工事費及び林道毛原勝谷線災害復旧工事費でございます。

11款公債費、支出済額13億5,549万6,969円、前年度より2億1,163万2,434円の増加でございます。

12款諸支出金、支出済額3億8,933万3,522円、前年度より9億3,560万2,267円の減少でございます。

13款予備費、支出済額はございません。

次に160ページ、一般会計実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は86億6,640万1,622円、前年度に比べ21億4,533万3,315円、19.8%の減少でございます。

歳出総額78億9,016万8,204円、前年度に比べ23億328万8,307円22.6%の減少でございます。

歳入歳出差引額7億7,623万3,418円、繰越明許費繰越額6,216万7,000円、実質収支額は7億1,406万6,418円でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、特別会計について説明いたします。

各会計決算書の実質収支に関する調書で説明させていただきます。

184ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額13億6,941万6,219円、前年度より3,143万2,231円、2.3%の増加でございます。

国民健康保険税現年課税分の徴収率は97.4%、滞納繰越分で26.5%でございます。

す。歳出総額13億1,855万3,751円、前年度より40万4,560円の増加となっています。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、5,086万2,468円でした。

続きまして、200ページをお開きください。

国民健康保険診療所事業特別会計の決算についてでございます。

歳入総額9,379万5,122円、前年度より612万7,404円、7%の増加でございます。歳出総額9,080万7,503円、前年度より589万5,751円、6.9%の増加です。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、298万7,619円でした。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について御説明いたします。

214ページをお開きください。

歳入総額3億8,191万124円、前年度より869万9,665円、2.3%の増加でございます。歳出総額3億8,034万312円、前年度より922万4,435円、2.5%の増加です。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、156万9,812円でした。

続きまして、介護保険事業特別会計の決算について御説明いたします。

242ページをお開きください。

歳入総額18億1,057万3,344円、前年度より2,950万9,157円、1.7%の増加でございます。歳出総額17億4,996万5,136円、前年度より1,055万2,572円、0.6%の増加でございます。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、6,060万8,208円でした。

続きまして、254ページをお開きください。

のかみふれあい公園運営事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入総額3,861万7,773円、前年度より318万1,235円、7.6%の減少でございます。歳出総額3,851万7,773円、前年度より230万4,629円、5.6%の減少です。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、10万円でした。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の決算について御説明いたします。

268ページをお開きください。

歳入総額7,534万4,657円、歳出総額7,524万2,490円、歳入歳出とも前年度より4,085万円増加しています。地方公営企業法適用事業支援業務委託料及

び処理施設機能強化工事による歳入歳出の増加でございます。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、10万2,167円でございます。

続きまして、紀美野町東部簡易水道事業特別会計の決算について御説明いたします。

282ページをお開きください。

歳入総額1億5,527万735円、前年度より1,103万4,225円、6.6%の減少でございます。歳出総額1億5,526万5,276円、前年度より1,097万4,615円、6.6%の減少でございます。歳入歳出差引額、実質収支額ともに、5,459円でございます。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

まず公有財産でございます。

284ページから289ページにかけては、土地及び建物の調書となっております。

次に、290ページをお開きください。

(2) 山林、(3) 有価証券、(4) 出資による権利を記載しております。いずれも決算年度中の増減はございませんでした。

次の291ページから293ページは、物品の調書で増減及び年度末の数を記載しております。

次に、294ページ、債権でございます。

災害援護資金県費貸付金は36万円の償還により、貸付金残高がゼロとなっております。旧美里町歳計外資金損害賠償及び損害金は、損害延滞金867万8,000円の増加により2億4,722万8,000円となっております。野上厚生病院組合への貸付金は1億円の償還をいただき、決算年度末現在高は1億円となっております。

続きまして295ページを御覧ください。

各基金ごと決算年度中の増減による基金の残高を記載しています。基金の決算年度末現在高の合計は37億8,914万3,000円でございます。前年度より9,486万7,000円の増加でございます。

次に296ページでございます。

定額基金の運用状況を記載しています。

以上で、議案第50号から議案57号及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。十分御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

(会計管理者 太田具文君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、決算審査の結果について御報告を求めます。

代表監査委員、菊本君。

（代表監査委員 菊本邦夫君 登壇）

○代表監査委員（菊本邦夫君） ただいま会計管理者から令和3年度の決算について報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

議案書10ページから11ページを御覧ください。

令和4年8月4日から8月26日にかけて紀美野町役場特別室において、美濃良和監査委員と私の2人で審査を行いました。意見書は次のとおりです。

令和3年度紀美野町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度紀美野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

審査対象は、令和3年度紀美野町一般会計及び七つの特別会計決算及び関係帳簿等です。個々に審査報告を申し上げるのが本当ではございますが、一括して審査の総括的意見で御勘弁をお願い申し上げます。

各会計の予算額及び収入支出済額は、関係帳簿により出納証書類を照査の上、その内容についても慎重に審査した結果、本決算は正確であるものと認めました。

一般会計における歳入においては、町税については、法人住民税を除く各税目で徴収率の低下が見られました。人口減少等により町税収入は年々減少が見込まれているので、貴重な自主財源の確保のため、引き続き徴収率の向上及び滞納額の減少に努めていただきますようお願いいたします。

歳出においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のための事業やイベントが中止となり、委託料及び補助金等から不用額の発生が目立ちました。今後も社会情勢の変化や緊急的な支出への対応が求められることが予想される中、不用見込みとなった財源や臨時交付金を活用し、その時々に応じた事業を適宜実施するなど、柔軟かつ着実な予算執行に取り組んでいただきますようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料においては、現年分及び滞納分ともに、徴収率の改善が見られました。一方、国民健康保険税、介護保険料につきましては、滞納分において徴収率の低下が認められました。高齢化が進む本町において安定的な事業運営を行うためにも、効率的、確実な方法で保険料の徴収に引き続き努めていただきますようお願いいたします。

す。

農業集落排水事業において、収入未済額の増加が認められました。平成29年度以降増加しているため、早期徴収に向けた体制の強化や納付啓発により、収入未済額の解消に努めていただきますようお願いいたします。

簡易水道事業においては、水道使用料の債権確保するに当たり、公平負担の原則からも、引き続き収入未済額の解消に努力するとともに、時効中断を含む的確な時効処理等の実施をお願いいたします

健全化判断比率の財政指標においては、実質公債費比率は、普通交付税の増加や地方債の償還が進んだことや、公営事業債等の繰入見込額の減少により0.9ポイント改善しており、将来負担比率についても、地方債現在高が減少していることから14.4ポイント改善していました。

しかしながら、公共施設の老朽化に伴う更新費用の増大や大規模な建設事業も控えているため、財政需要は今以上に増加する見込みであります。については、引き続き将来にわたる健全な財政運営に努力され、まちづくりを一層推進されることを期待します

令和4年8月26日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、令和3年度紀美野町一般会計・特別会計の決算審査の報告を終わらせていただきます。

続きまして、20ページをお開きください。

基金の運用状況の審査意見書です。

地方自治法第241条第5項の規定により基金について審査したところ、その運用状況に問題なく、また預金証書の額面、利息計算書、その他証票書類が符合したので適正であるものと認めました。

令和4年8月26日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

続きまして、23ページから24ページを御覧ください。

令和3年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について報告いたします。町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

健全化判断比率、東部簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率及び

その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にごさいません。

令和4年8月26日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫
紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫君 降壇)

◎日程第13 議案第58号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第58号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

説明を求めます。

水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第58号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、標記決算を別冊により別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

別冊の令和3年度紀美野町西部簡易水道事業決算書により御説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

令和3年度紀美野町西部簡易水道事業決算報告書でございます。税込み表示となります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益は、1億800万1,224円で39万5,027円の増加です。

第1項営業収益は、水道使用料金が主なものでございます。9,746万8,009円で1,596万1,038円の増加です。令和2年度は、コロナ禍における住民支援策と

して6か月間の基本料金減免を行ったためでございます。

第2項営業外収益は、1,053万3,215円で、1,556万6,011円の減少。主な要因は、水道料金減免に対する一般会計からの補助金が減ったものでございます。次に支出でございます。

第1款水道事業費用は、8,396万5,933円で、200万2,492円の増加。

第1項営業費用は、7,779万1,713円で69万6,546円の減少。

第2項営業外費用は、617万4,220円で269万9,038円の増加、主には老朽管の布設替えに伴う消火栓設置工事費に要する費用の増加でございます。

第3項予備費はゼロ円でございます。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入、1億570万円で1,780万円の増加、収入につきましては、第1項の企業債の借入れによるものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、1億2,748万5,321円で2,360万1,807円の増加、また令和3年度の建設改良費のうち、5億4,319万8,000円を翌年度に繰り越しております。

第1項建設改良費、1億1,113万2,500円で2,323万1,500円の増加、第2項企業債償還金、1,635万2,821円で37万307円の増加でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額、2,178万5,321円は、過年度分損益勘定留保資金1,168万2,367円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,010万2,954円で補填するものでございます。

次に、3ページをお開きください。

令和3年度の損益計算書でございます。税抜きとなります。

営業収益について、給水収益は水道使用料金でございますが、8,818万2,304円で1,485万937円の増加でございますが、前年度はコロナ対策としての水道料金6か月間減免したことによるものでございます。

その他営業収益は、43万8,006円で7件の新規加入者の材料売却益、申請指定工事店の登録手数料となります。前年度は、アパートの建設等による加入件数が多かったために、35万2,365円の減少で営業収益の合計は8,862万310円。

営業費用につきましては、原水及び浄水費は、浄水場施設の維持補修、動力費、水質

検査が主なもので、1,498万2,727円、配水及び給水費は、人件費、配水施設の維持、漏水等の修繕や材料費、動力費や点検、検針等の委託料などで、2,318万8041円。

業務総係費は、人件費、保険や会計、料金システム委託料の事務費で、1,684万5,379円、減価償却費が1,893万7,854円。

資産減耗費ですが、昨年度は更新による資産の入替えはございませんでした。今年度は管路の布設替えや公用車の更新を行っており、廃棄される資産の残存価格を資産減耗費として101万4,843円を計上しております。

営業費用の合計は7,496万8,844円で、営業利益は1,365万1,466円となります。

次に4ページをお願いします。

営業外収益ですが、受取利息及び配当金として、定期及び普通預金の利息で3万9,080円、交付金は県移譲事務交付金として6,000円、他会計補助金は、繰出基準に基づき、児童手当の支給額と簡易水道事業債の交付税分として47万9,000円、前年度比といたしましては、水道料金減免に係る補助金が減少の理由でございます。

長期前受金戻入で270万374円、雑収益は増加分として消火栓設置工事の負担金240万円、その他として給水加入金、職員の駐車場使用料金などで合計299万7,023円で、営業外収益の合計が622万1,477円、営業外費用で支払利息、企業債の利息として353万4,220円、雑支出は、主に消火栓の設置工事費として240万6,386円で、営業外費用の合計が594万606円で、利益は28万871円。

経常利益は1,393万2,337円で、当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金2億8,768万3,700円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3億161万6,037円となります。

次の5ページは、令和3年度剰余金計算書でございます。

表右側の利益剰余金でございますが、前年度末残高2億8,818万3,700円から50万円を減債積立金へ処分を行い、処分後残高2億8,768万3,700円が前年度からの繰越利益剰余金でございます。これに当年度純利益1,393万2,337円を加えた額、3億161万6,037円が当年度未処分利益剰余金となり、減債積立金700万円を合わせ、当年度末の利益剰余金の合計、3億861万6,037円となります。

6ページの剰余金処分計算書でございますが、令和3年度からは剰余金の処分はござ

いません。

未処分利益剰余金の全額を繰越利益剰余金とするものでございます。昨年度までは、減債積立金に50万円を積み立てておりましたが、当初予算で御説明いたしましたとおり、令和4年度で減債積立金を活用し、最も効果の高い起債を繰上償還を行うものでございます。

今後は現在の下佐々浄水場更新工事をはじめ、継続的に施設の更新が必要となっておりますので、無理な償還は行わず、財源の確保に努めていきたいと考えております。

7ページからは、貸借対照表でございます。

資産の部でございます。

固定資産には有形無形資産がございます。今年度の変動といたしましては、ハの構築物におきまして、県道野上清水線、希望ヶ丘団地での布設替えを行っております。

次に、ホ、車両運搬具で2台廃車し、1台の購入を行いました。トの建設仮勘定では、下佐々浄水場更新工事での前払金の費用を計上しております。詳細につきましては23ページの明細書に記載させていただいております。

次に、流動資産でございます。

現金預金は2億9,993万4,247円で、今年度の変動についてはキャッシュ・フローに記載しております。未収金の内訳といたしまして、水道料金現年分が71万278円、徴収率は99.3%、過年分が351万8,198円で、徴収率は17.9%でございました。

消費税の還付が401万3,221円で、合計未収金の合計が824万1,697円でございます。これにメーター器等の貯蔵品を加えまして、流動資産の合計は3億848万1,378円となり、資産合計は9億870万8,398円でございます。

8ページの負債の部でございます。

固定負債として企業債の残高、修繕引当金の合計で、3億1,144万1,715円、流動負債として、翌年度で支払うべき企業債、年度末に発生した電気料金等の未払金、翌年度で支払う人件費への引当金の合計として、2,987万4,608円、これに繰延収益として長期前受金の収益化後の残高4,369万5,380円を加えまして、負債合計は3億8,501万1,703円でございます。

9ページの資本の部ですが、資本金は2億1,508万658円、剰余金については先ほど説明させていただきましたとおり、3億861万6,037円で、資本合計は5

億2,369万6,695円となり、負債資本合計が資産と合致した9億870万8,398円でございます。

12ページからは附属資料でございます。

水道事業の概況といたしまして、給水人口は88人減少しておりまして、水道の使用量も減少し続けております。

13ページには、本年度発注の主な建設改良工事として、下佐々浄水場更新工事、希望ヶ丘団地、県道野上清水線の布設替え工事について記載させていただいております。

14ページでは、業務量について前年度比較を記載しております。15ページにかかけまして、事業収入及び支出に関し税抜き表示ではございますが、前年度との比較を行ってございます。内容については先ほど説明させていただいたとおりでございます。

16ページには、重要契約の要旨として、資産の取得となった建設改良費工事及び車両購入について記載させていただいております。

17ページでございます。令和3年度のキャッシュ・フローでございます。1年間の経営活動で現金の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュ・フローでは、主に料金収入と人件費や維持管理等に要した支出により、4,273万5,455円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローで、資産取得のために要した資本的支出の建設改良費として、1億1,113万2,500円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費の財源として、企業債の借入れによる収入と企業債償還による支出により8,934万7,179円の支出、これによりまして今年度の資金増減額は2,095万134円の増加、資金期首残高と合わせまして、令和3年度の資金期末残高は2億9,993万4,247円でございます。

24ページからは企業債明細書を添付させていただいております。

以上で、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計の決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 説明が終わりましたので、決算審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、菊本君。

(代表監査委員 菊本邦夫君 登壇)

○代表監査委員 (菊本邦夫君) ただいま水道課長から令和3年度の決算について

報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

議案 21 ページから 22 ページをお開きください。

令和 3 年度紀美野町公営企業歳入歳出決算審査意見書。

令和 3 年度紀美野町西部簡易水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長より決算審査の請求を受け審査したところ、執行上に遺漏なく勘定科目と収入、支出票及び証拠書類と符合一致しましたので、本会計決算は正確であるものと認めました。

水道料金の未収金額について、前年度より減少が認められました。公平負担の原則からも引き続き未収金の回収に努力するとともに、時効中断を含む的確な時効処理等の実施をお願いいたします。

また、経営戦略及び中長期的な視点を持って、水道料金の見直し及び水道施設維持管理の適正化に努め、安定的な給水確保に努めていただきますようお願いいたします。

令和 4 年 8 月 26 日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

続きまして、24 ページをお開きください。

令和 3 年度西部簡易水道事業会計の経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された西部簡易水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を行いました。

西部簡易水道会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

西部簡易水道事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にございません。

令和 4 年 8 月 26 日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫君 降壇)

◎日程第 14 議案第 59 号 紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 15 議案第 60 号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第14、議案第59号、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第60号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、議案第59号及び議案第60号について御説明させていただきます。

議案書の25ページをお開きください。

議案第59号、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の改正に伴い、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正を行うものでございます。

今回の公職選挙法施行令の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、選挙経費の公費負担の限度額を算定するための単価が引き上げられたものでございます。

次の26ページをお開きください。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中、下線の部分である。

26ページから27ページにかけての第4条の改正部分は、選挙運動用自動車の使用の公費負担で借入契約である場合は、1日1台、上限を1万5,800円から1万6,100円に引き上げるものでございます。また、燃料の供給に関する契約である場合は、燃料代を1日上限7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。

27ページから28ページにかけての第8条の改正部分は、選挙運動用ビラの作成の公費負担で、ビラ1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

28ページから29ページにかけての第11条の改正部分は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担で、1枚当たりの作成単価の上限を当該作成単価が525円6銭に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5000円を加えた金額を、当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額から当該作成単価が541円31銭に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上簡単でございますが、議案第59号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の30ページをお開きください。

議案第60号、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、育児休業の取得要件等を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものでございます。

31ページをお開きください。

紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、育児休業の取得回数の制限緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の整備及び非常勤職員で育児休業を取得できるものを明確に規定する改正でございます。

31ページから32ページにかけての第2条第3号は、育児休業をすることができな

い非常勤職員について明確に規定するものでございます。

33ページから35ページにかけての第2条の3は、現行の規定を廃止し、育児休業法において、非常勤職員の育児休業については、1歳到達日から1歳6か月到達日の間で条例で定める日まで取得できるとされており、その日を定める規定を新たに設けるものでございます。

35ページから36ページにかけての第2条の4は、育児休業法において非常勤職員の育児休業について、特に必要と認められる場合に2歳到達日まで取得できるとされており、その場合を定める規定を新たに設けるものでございます。

36ページから38ページにかけての第3条は、育児休業法において既に育児休業をしたことがある場合、特別の事情がなければ再度の取得はできないとされていますが、その事情を定める規定についての改正でございます。

1号、2号については、号の細別の表記のみの変更でございます。

第3条の2は、改正前の第2条の3に同様に規定されていたものですが、他の条に係る改正により条ずれが生じたものでございます。

39ページの第4条は、育児休業期間の再延長ができる特別の事情を追加する改正でございます。同じく39ページの第7条、39ページから40ページにかけての第8条は、対象とする職員を明確化するための文言を追加する改正でございます。

40ページから41ページにかけての第10条は、育児短時間勤務に関する特別の事情を規定するもので、第1号及び第2号は号の細別の表記の変更、第6号は育児短時間勤務における様式の変更に伴うもの、第7号は育児短時間勤務に関する特別の事情を追加する改正でございます。

41ページの第19条は、部分休業をすることができない職員を明確にする改正でございます。

41ページから42ページにかけての第20条は、非常勤職員の部分休業についての規定を追加するものでございます。

42ページから43ページにかけての第23条及び第24条は、育児休業を取得しやすい環境整備のための規定を新たに設けるものでございます。

43ページの第25条につきましては、条ずれによるものでございます。

次に附則でございますが、施行期日につきましては令和4年10月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る）及び第10条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第60号の町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議の上原案どおり御可決賜りますようお願いいたします

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第16 議案第61号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第16、議案第61号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 議案書の44ページを御覧ください。

議案第61号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。紀美野町立野上小学校柴目長谷分校、紀美野町立毛原小学校及び紀美野町立長谷毛原中学校を廃校とすること、並びに紀美野町立野上中学校及び紀美野町立美里中学校を統合し、新たに紀美野町立紀美野中学校を設置することに伴い、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の改正を行うものでございます。

まず、現在休校中の野上小学校柴目長谷分校、毛原小学校、長谷毛原中学校についてです。

児童生徒の減少により、野上小学校柴目長谷分校は平成19年の4月1日から、毛原小学校、長谷毛原中学校は、平成29年の4月1日から休校としております。休校中も

児童生徒の減少が続き、学校再開のめどが立たないまま現在に至っています。休校のままでは施設の利活用に制限があり、新しい方向で施設の利活用が進められない状況です。このままでは年々施設の劣化が進むため、3校の廃校を行い施設の利活用にかじを切り、今後の有効活用を模索してまいりたいと考えております。

次に野上中学校、美里中学校を統合して、令和7年4月1日に紀美野中学校を開校することについてです。

時代の移り変わりにつれ、本町も少子高齢化が進み、町内の学校は統廃合しながらも規模はどんどん小さくなってきています。中学生の時期は同級生の様々な考えや意見に触れ、新しい自分を見つける機会をできるだけ多く確保することが、子供たちの未来にとって非常に大切であると考えています。この時期に1人でも多くの友達に出会うことはその後の人生をより豊かにし、ふるさと紀美野町に愛着を持った大人に成長してくれるのではと考えております。

新しい出会いには必ず希望と不安が伴います。しかしきっとその出会いは生徒たちの新しい世界を広げてくれると思います。同じ時間を共有し、友情を深め、切磋琢磨し合える学び舎となる新設中学校の開校を目指すものでございます。

それでは、議案書の45ページから46ページを御覧ください。

紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例。

この条例は令和5年4月1日から施行するものと、令和7年4月1日から施行するものがございます。

まず第1条から御説明申し上げます。

第1条 紀美野町立学校設置条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

紀美野町立学校設置条例の別表を改正するものでございます。小学校では野上小学校柴目長谷分校、毛原小学校を、中学校では長谷毛原中学校を廃校するものでございます。

それに伴いましてページが飛びますが、議案書の47ページ、48ページを御覧ください。

第3条、紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の太線の部分である。

こちらの条例は町民に開放できる学校施設を規定している条例でございます。利用者の使用料を定める別表で、先ほどの条例改正により、学校でなくなるため、こちらの条

例も改正を行うものでございます。

野上小学校柴目長谷分校、毛原小学校、長谷毛原中学校を削除するものでございます。説明申し上げました第1条と第3条は、令和5年の4月1日から施行するものとしております。

続きまして議案書の46ページになります。

第2条、紀美野町立学校設置条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

中学校に係る別表になります。紀美野町立野上中学校と紀美野町立美里中学校を統合し、令和7年4月1日に、野上中学校だった位置に新たに紀美野町立紀美野中学校を開校するものでございます。

議案書の49ページ、50ページを御覧ください。

第4条、紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中太線の部分である。

学校施設利用者の使用料を定める別表となります。野上中学校と美里中学校を統合し、新たに紀美野中学校を開校するため、野上中学校、美里中学校を削除し、紀美野中学校の使用料を定めるものでございます。

第2条と第4条は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第17 議案第62号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第17、議案第62号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) それでは私のほうから議案第62号の説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお開きください。

議案第62号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。かじか荘本館の解体撤去に伴い、紀美野町美里の湯かじか荘条例を改正するものであります。

52ページを御覧ください。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中の太線の部分でありまして、別表を改めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度において老朽化した本館を解体撤去しましたので、本館にごさいました各部屋の利用料金の部分を削除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上簡単でございますが、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。再開は10時45分とします。

休 憩

(午前10時29分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◎日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第18、議案第63号、工事請負契約の変更について議題とします。

説明を求めます。

建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） 議案書の54ページを御覧ください。また、議案参考資料の1ページから2ページを併せて御覧いただくようお願いいたします。

議案第63号、工事請負契約の変更について。

令和3年度町道釜滝柴目線橋梁下部工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

変更前の契約金額2億888万1,200円を2億1,707万700円に、818万9,500円の増額変更をお願いするものでございます。

主な変更の理由につきましては、工事の工程計画の見直しに伴う仮設盛土材の増加及び湧水等による軟弱な地盤状況により、仮設土留工の耐荷力が不足し鋼材を変更する必要等が生じたためでございます。

議案参考資料2ページの図面を御覧いただければと存じます。

当初計画では、西側のA2橋台部分の仮設用盛土を、東側の橋台部分の橋脚部分の仮設道路用盛土として現場内で順次利用する予定でありましたが、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした社会情勢の影響を受け、資材価格の高騰の懸念から、早期に資材確保を図り安定した工事を進めるため、橋台部分と橋脚部分を同時施工することとした工事の工程計画の見直しに伴う①-1、①-2、①-3部分の仮設盛土材等の増加や④部分の工事進捗に伴う不要となった橋台部の仮設盛土を仮置きする必要が生じたこと。

また、②部分の橋脚工P1、P2について、湧水が多く軟弱な地盤であったことからライナープレート背後の崩落が著しく、間詰めモルタルを増加する必要が生じたこと、そして、③部分の既設道の土留工についても、湧水が多く軟弱地盤であったため、仮設土留工の山留材については、当初設計の鋼材では既設道路に対する耐荷力が十分でなく、工事に伴う大型車両の通行も多いため、鋼材をより強度のあるものに変更したことによるものです。

なお、変更の内訳につきましては、橋台、橋脚に係る仮設盛土等に係るものとして約286万円、橋脚深礎工の間詰めモルタルに係るもので約204万円、既設道路の土留工に係るもので約210万円、仮設工の仮置き土等に係るもので約110万円、土工で約39万円、附帯工で約24万円の増加、また樹木伐採処分料につきましては約50万円の減額であり、合計818万9,500円の増額の変更契約をお願いするものでご

ございます。

以上、議案第63号、工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第19 議案第64号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第19、議案第64号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について議題とします。

説明を求めます。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の56ページをお開きください。

議案第64号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)。

令和4年度紀美野町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,761万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7,474万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、242万1,000円の増額補正で、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う個人住民税の減収補填の確定によるものでございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税で、1億4,243万8,000円の増額補正で普通交付税の額の確定によるものでございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1,859万円の増額補正で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。3目衛生費国庫補助金、64万4,000円の増額補正で母子保健衛生費補助金でございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金、12万5,000円の増額補正で重度心身障害者医療費補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、7,578万3,000円の減額補正でございます。

20款繰越金、1項1目繰越金で、7億906万6,000円の増額補正で前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

4ページに移りまして、22款町債、1項1目総務債、5,360万円の増額補正で新東野集会所新築事業に1,450万円、町民会館敷地等整備事業に3,620万円の合併特例債を、県防災総合情報システム再整備事業に緊急防災減災事業債290万円を、それぞれ充当するものでございます。7目消防債、2億4,460万円の増額補正で、消防庁舎建設事業に合併特例債2億4,250万円、県防災総合情報システム再整備事業に緊急防災減災事業債210万円を、それぞれ充当するものでございます。9目臨時財政対策債、1,809万1,000円の減額補正で、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費、357万9,000円の増額補正で、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員1名分94万円、3節職員手当等で超過勤務手当180万円とパートタイム会計年度任用職員1名分の期末手当5万1,000円、4節共済費で、会計年度任用職員4名分の共済費24万4,000円及び社会保険・厚生年金保険

掛金45万2,000円、8節旅費でパートタイム会計年度任用職員1名分の通勤手当9万2,000円を計上してございます。2目文書広報費、445万1,000円の増額補正で、ホームページ再構築業務委託料でございます。4目財産管理費、3,815万8,000円の増額補正で、町民会館敷地等整備工事費でございます。5目企画費、60万円の増額補正及び6目電子計算費、60万円の増額補正で、いずれも超過勤務手当でございます。8目自治振興費、1,659万2,000円の増額補正で、各集会所の修繕料として130万8,000円、新東野集会所新築事業の新東野集会所新築工事埋蔵文化財試掘作業委託料、15万9,000円及び新東野集会所新築工事設計業務委託料、1,512万5,000円を計上してございます。11目防災諸費、408万1,000円の増額補正で、災害対策用トイレハウスの購入費でございます。

6ページに移りまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、96万7,000円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員1名分の報酬、期末手当及び通勤手当でございます。3目老人福祉費、295万5,000円の増額補正で、超過勤務手当で27万円、物価高騰の影響を受けている民間の医療福祉サービスを提供している事業者の燃料代や電気・ガス代の負担軽減のため、医療福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金として224万円、補助金の過年度返還金として44万5,000円を計上してございます。

4目障害者福祉費1,201万1,000円の増額補正で、超過勤務手当で28万2,000円、物価高騰の影響を受けている民間の医療福祉サービスを提供している事業者の燃料代等の負担軽減のため、医療福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金として22万円、負担金や補助金の過年度返還金として1,150万9,000円を計上してございます。

5目老人医療費1万円、7目子ども医療費33万4,000円、8目ひとり親家庭医療費1万円の増額補正で、補助金の過年度返還金をそれぞれ計上してございます。12目介護保険事業費124万6,000円の減額補正で、特別会計への繰出金でございませぬ。

7ページに移りまして、14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費1,451万4,000円の増額補正で、給付金の過年度返還金でございます。

2項1目児童福祉総務費264万8,000円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員1名分の報酬、期末手当及び通勤手当で99万2,000円と、交付金や補助

金の過年度返還金として165万6,000円を計上してございます。4目こども園費9万7,000円、6目学童保育費174万6,000円、7目児童手当費2万4,000円、8目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費86万円の増額補正で、いずれも補助金や交付金の過年度返還金をそれぞれ計上してございます。

8ページに移りまして、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費139万円の増額補正で、物価高騰の影響を受けている民間の医療福祉サービスを提供している事業者の燃料代等の負担軽減のため、医療福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金でございます。

2目予防費35万8,000円、3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費2,714万1,000円の増額補正で、いずれも補助金や負担金の過年度返還金をそれぞれ計上してございます。4目、母子衛生費167万1,000円の増額補正で、3歳児健診視覚検査機器の購入に129万円、補助金や負担金の過年度返還金として38万1,000円を計上してございます。6目成人保健対策費105万3,000円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員1名分の報酬、期末手当及び通勤手当で99万2,000円と、補助金の過年度返還金として6万1,000円を計上してございます。

9ページに移りまして、5款農林水産業費、2項1目林業総務費につきましては、自伐型林業従事者を当町に呼び込むため、当町で自伐型林業のフォーラムと講習会を開催するための費用でございまして、12節委託料で、自伐型林業普及推進支援事業委託料として232万1,000円を増額し、その増額分を森林整備促進事業補助金から減額するものでございまして、補正額の増減はございません。

6款商工費、1項1目商工振興費780万円の増額補正で、飲食宿泊サービス業等支援給付金の給付におきまして、和歌山県に給付申請している状況を確認したところ、売上げの減少額が30%から50%未満と見込んでいた事業者が減少し、50%以上売上げの減少している事業者が増加しているとのことでございまして、予算を増額するものでございます。

8款消防費、1項1目常備消防費2億5,534万7,000円の増額補正で、消防庁舎造成工事費でございます。

9款教育費、2項1目学校管理費189万1,000円の増額補正で、各小学校の遊具の修繕料123万1,000円と、小川小学校の樹木の剪定業務委託料として66万円を計上してございます。4項5目文化財保護費43万4,000円の増額補正で、有形文化財保存補助金でございます。

10ページに移りまして、11款公債費、1項1目元金3億2,050万円の増額補正で長期債の繰上償還分でございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金費3億5,703万4,000円の増額補正で積立金でございます。

恐れ入りますが、議案書の59ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費でございます。8消防費、1項消防費、事業名は消防庁舎建設事業で、事業費は2億5,534万7,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。追加するものは行政事務等包括業務委託で、多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上を図りながら、自ら行政サービスの効率化を図る目的で、行政事務等包括業務委託の導入を進めていくものでございます。

委託業務は、学校教育支援員業務、学校校務員業務、給食配送・スクールバス・町バス運行管理業務、学童保育業務の4業務となります。安定した事業の継続と、現従事者の就業機会を確保しながら、民間のノウハウを活用した、より質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、限られた人員で最大の効果を発揮できるよう包括的に民間委託を進めてまいります。

委託期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間としてございます。債務負担の限度額は労務管理費やリスク管理費を含め、令和5年度では7,624万4,000円、令和6年度で7,646万4,000円、令和7年度で7,650万4,000円を予定しています。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。変更するものは一般単独事業債で、限度額を2億9,820万円増額の8億100万円に、臨時財政対策債で限度額を1,809万1,000円減額の4,190万9,000円にしております。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第64号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第20 議案第65号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、議案第65号、令和4年度紀美野町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、議案書の60ページを御覧ください。

議案第65号、令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度、紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,844万1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,364万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の13ページを御覧ください。説明資料につきましては18ページでございます。

歳入でございます。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,242万円の減額補正でございます。これは、令和3年度からの繰越金及び歳出補正に伴う財政調整基金繰入金の減額でございます。

続いて、6款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金につきましては5,086万1,000円の増額補正でございます。これは令和3年度から繰越しをするものでございます。

予算に関する説明書の次のページ14ページを御覧ください。説明資料は19ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目12節委託料16万5,000円の増額補正でございます。これは電算システム改修委託料で、令和4年度から実施されております未就学児の均等割軽減を国保データベースシステムに反映するための改修費用でございます。

続いて、6款基金積立金、1項1目24節の積立金2,543万2,000円の増額補正でございます。令和3年度繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでござい

す。

続いて、7款諸支出費、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金、2.2節の償還金利子及び割引料で284万4,000円の増額補正でございます。令和3年度事業費の確定によりまして、見込みにより概算交付されておりました交付金に284万3,077円の受入超過額が生じておったため、和歌山県に対し返還をするものでございます。

以上、議案第65号の説明といたします。よろしくお願いたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第21 議案第66号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第21、議案第66号、令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 議案66号について説明させていただきます。

それでは、議案書の64ページをお開きください。

議案第66号、令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,580万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 紀美野町長 小川裕康

続きまして、予算に関する説明書の17ページをお開きください。

歳入でございます。

3款2項6目介護保険事業費補助金は、4万4,000円の増額補正です。介護報酬改定に伴い、介護事業所台帳システムの改修をする必要がありますが、その改修費の2分の1が補助されるものでございます。

4款1項1目、介護給付費交付金は、102万8,000円の増額補正で、前年度精算に伴う追加交付分でございます。

7款繰入金、1項4目事務費繰入金は、124万6,000円の減額補正です。職員の異動等に伴うものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、1,543万2,000円の減額補正です。前年度繰越金計上により、当初計上していた基金繰入金を減額するものでございます。

8款繰越金、1項1目繰越金は6,060万7,000円の増額補正です。前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

続いて18ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は120万2,000円の減額補正です。主なものといたしましては、9月末日をもって職員1名が早期退職することによる給与等の減額と、その補充としてパートタイム会計年度任用職員を臨時的に雇用する必要があるため、必要経費を計上するものでございます。

また12節委託料では、介護報酬改定に伴い、介護事業所台帳システム改修委託料8万8,000円を計上しております。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、2,249万円の増額補正で、繰越金の額の確定に伴う積立金の補正でございます。

続いて、5款諸支出金、1項2目償還金は、2,371万3,000円の増額補正でございます。これは主に前年度の訪問介護や通所介護の給付実績が見込みより少なかったことに伴う返還でございます。

以上、簡単でございますが、議案第66号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日7日から12日までの6日間、議案精読のため休会し、13日午前9時から会議を開きたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時17分）